

資料3

令和6年度山口市地域包括支援センターの
運営方針（案）

令和6年2月

高齢福祉課

－目次－

I	運営方針策定の趣旨	・・・1
II	地域包括支援センターの目的	・・・1
III	地域包括支援センター運営上の基本指針	・・・1
	1 運営上の基本的な視点	・・・1
	(1) 公益性	
	(2) 地域性	
	(3) 協働性	
	2 市との連携	・・・2
IV	地域包括支援センターが行う事業の実施方針	・・・2
	1 共通事項	・・・2
	(1) 事業計画の作成及び重点的取組の設定	
	(2) 法令遵守	
	(3) 苦情対応	
	2 各事業の実施方針	・・・3
	(1) 総合相談支援業務	
	① 総合相談	
	② ネットワークの構築	
	③ 実態把握	
	(2) 権利擁護業務	・・・3
	① 高齢者虐待の防止	
	② 権利擁護の推進	
	(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・・・4
	① 地域包括支援ネットワークの構築	
	② 介護支援専門員への支援	
	(4) 介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援業務	・・・4
	① 基本的な考え方	
	② 実施にあたっての留意点	・・・5
	(5) 在宅医療・介護連携推進事業	・・・5
	① 在宅医療と介護の連携	
	(6) 生活支援体制整備事業	・・・5
	① 生活支援コーディネーターとの連携	
	(7) 認知症総合支援事業	・・・5
	① 認知症への正しい知識の普及	
	② 認知症への早期対応・早期診断への支援	・・・6
	③ 認知症の人や認知症介護家族への支援	
	(8) 地域ケア会議推進事業	・・・6
	① 個別地域ケア会議の開催	
	② 自立支援型地域ケア会議の開催・運営	
	③ 地域別地域ケア会議の開催	
	④ 地域ケア推進会議	
	(9) 一般介護予防事業	・・・7
	① 介護予防の普及啓発	
	② 介護予防の推進	
	(10) 災害時に備えた対応	・・・7

令和6年度 山口市地域包括支援センターの運営方針(案)

I 運営方針策定の趣旨

山口市地域包括支援センター運営方針は、地域包括支援センターの目的や、運営の基本方針を明確にすることで、業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの目的

- 地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に支援することを目的として、必要な相談・援助を行うとともに、介護保険法で求められている包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置しています。
- 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、その有する能力に応じ、自立した日常生活の支援、要介護状態等にならないための予防、個々の状況や変化に応じた介護・医療等の様々なサービスを継続して提供することで、地域包括ケアシステムを推進し、地域共生社会の実現を目指します。

III 地域包括支援センター運営上の基本指針

1 運営上の基本的な視点

(1) 公益性

- 地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- 地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解した活動を行います。

(2) 地域性

- 地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの体制を支える中核的な機関として、担当地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- 地域の住民や関係団体、サービス利用者等の意見を幅広く聞き、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて取り組みます。

(3) 協働性

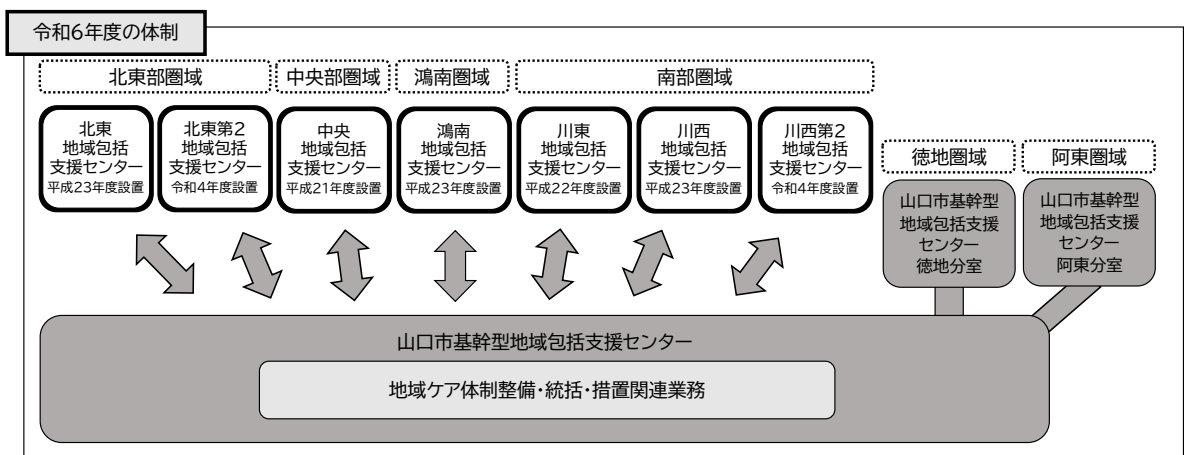
- 地域包括支援センターに配置した保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種は、業務の理念や方針を理解し、常に情報共有を行い、連携・協働の運営体制を構築するとともに、チームで業務を遂行します。
- 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員・児童委員等の関係者と連携を図り活動します。

2 市との連携

○市直営の基幹型地域包括支援センター(以下「基幹型センター」)及び、委託型の地域型地域包括支援センター(以下「地域型センター」)は、市の関係部署との連携を密に行い、連絡会議等を通じて業務の連絡・調整を図るとともに、各地域包括支援センター間の連携を図ります。

○地域型センターは各業務の実施や運営にあたり、支援が必要な場合には基幹型センターへ相談や助言を求めます。基幹型センターは、地域型センターの業務が円滑に実施できるように後方支援を行うとともに、統括的な役割を担います。

○各地域包括支援センターから市へ提出された事業計画、実績報告、自己評価の結果等を山口市地域包括支援センター運営協議会に報告し、運営に対する意見を踏まえ、公正かつ中立的な運営に努めます。



IV 地域包括支援センターが行う事業の実施方針

1 共通事項

(1) 事業計画の作成及び重点的取組の設定

○地域包括支援センターは、市から示された市全体で取り組む重点的取組に加え、担当圏域の統計的データや、日々の業務から把握した地域課題を明らかにし、地域特性にあった取組を設定するとともに、事業計画を作成します。

○事業計画の作成にあたっては、前年度業務の評価結果等から改善すべき事項を計画に反映させます。

(2) 法令遵守

○地域包括支援センターの運営にあたっては関係法令等の遵守を徹底します。

(3) 苦情対応

○地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合には、懇切丁寧に説明を行うとともに、誠意をもって対応し、内容及び対応結果を書面により市へ報告します。

2 各事業の実施方針

(1) 総合相談支援業務

高齢者等に関する様々な相談に応じ、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用に繋ぐとともに、高齢者の実態把握や専門的・継続的な支援のために必要となるネットワークの構築を行います。

①総合相談

- ・年齢や属性を問わず、相談者の状況に応じた適切な機関・制度・サービス等の情報提供を行うとともに、地域住民が気軽に相談でき、適切な保健・医療・福祉サービス等に繋げるワンストップの総合相談の拠点としての機能を果たします。また、各地域包括支援センターに併設する「まちの福祉相談室」と連携を行い、必要な機関と協働して適切な相談・支援を行います。
- ・介護家族への支援強化として、介護離職防止に向けた相談を行い、制度や活用できるサービス等の情報提供、ヤングケアラーの支援を行う機関との連携等、必要な取組を行います。

②ネットワークの構築

- ・高齢者の生活を支えるために、行政機関、医療機関、介護サービス提供事業者、民生委員・児童委員や地域の関係者等との既存のネットワークを強化し、高齢者の状況に合ったサービスや地域活動に繋がられるよう、きめ細やかな相談・支援、継続的な見守り等を実施します。

③実態把握

- ・日々の活動を通じて、地域の高齢者の心身の状況や生活実態等を積極的に把握し、顕在化していない地域のニーズや課題を明らかにし、早期に対応できるよう努めます。

(2) 権利擁護業務

高齢者が尊厳ある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護のために必要な支援を行います。

① 高齢者虐待の防止

- ・高齢者虐待の早期発見・早期対応を行うため、市民、民生委員・児童委員及び介護サービス提供事業者等に虐待防止のための普及啓発を引き続き行います。
- ・地域型センターと基幹型センターが連携し、虐待への適切かつ迅速な対応に努めます。

②権利擁護の推進

- ・高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談・支援を関係機関と連携して行うとともに、未然防止に向け、高齢者への啓発活動に努めます。
- ・認知症等により判断力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や金銭管理、

法律行為などができるよう、山口市成年後見センターや市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、成年後見制度等の活用に向けた支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

健康、身体機能、認知機能、住環境等、様々な課題を抱える高齢者の個々の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、介護施設との連携など、多職種相互の協働等により連携する体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

①地域包括支援ネットワークの構築

- ・高齢者一人ひとりの状態に応じた支援ができるよう、地域の保健・医療・福祉サービス提供機関、民生委員・児童委員協議会及びインフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携できるよう環境整備に取り組みます。

②介護支援専門員への支援

- ・介護支援専門員が抱える事例等について、関係機関と連携し専門的見地から助言等を行い、実践力向上の支援を行います。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるように情報提供を行うとともに、ケアマネジメント技術の向上の実践に繋がる研修を行います。
- ・介護支援専門員が日常的に円滑な業務が行えるように、介護支援専門員同士の情報交流会等を設定して連携強化を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援業務

介護予防及び日常生活支援のため、高齢者の心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

①基本的な考え方

- ・高齢者の心身機能や環境の改善を行い、生活機能の向上や地域社会活動への参加を促し、生きがいのある生活や自己実現のための取組を支援します。
- ・利用者本人が目標を理解した上で、必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組めるように、具体的なサービス等の利用を検討し、ケアプランを作成します。
- ・サービス利用にあたっては、高齢者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、自立支援の視点から、介護予防・生活支援サービス、介護予防サービス、一般介護予防事業、住民互助の支え合いや、民間企業等のサービスなど、多様な選択肢を提案し、適切な介護予防ケアマネジメントを行います。

②実施にあたっての留意点

- ・フレイル状態にある高齢者の生活機能の改善を目指し、リハビリテーション専門職と同行訪問を行い、アセスメント力向上への取組を強化します。
- ・目標志向型のケアプランを提案し、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチして支援します。
- ・担当する要支援認定者が要介護認定者になった場合、または、要介護認定者が要支援認定者になった場合には、ケアマネジメント業務の引継ぎが円滑にできるように、居宅介護支援事業所との連携を図ります。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス提供事業所等との連携強化を図ります。

①在宅医療と介護の連携

- ・医療・介護従事者等、専門職としての知識を生かした連携が深められるように、多職種参加の研修会や事例検討会を通じ、多職種連携による支援の実践に繋がります。
- ・保健、医療、福祉、介護の関係機関及び行政等で構成される「山口・吉南地区地域ケア連絡会議」が実施する会議や研修会に参画し、在宅医療・介護連携の取組を推進します。

(6) 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援及び介護予防の体制づくりに取り組む住民主体の活動団体等と連携し、地域の実情に応じた多様な主体によるサービス提供体制の整備を図ります。

①生活支援コーディネーターとの連携

- ・市社会福祉協議会に配置した市域全体を担当する生活支援コーディネーター（第1層）や各地域包括支援センターに配置した日常生活圏域等を担当する生活支援コーディネーター（第2層）と連携を図り、地域資源情報等の情報発信、関係者間のネットワークの構築、助け合いの生活支援、高齢者の通いの場の創出等に取り組み、住民が共に支え合う地域づくりを進めます。

(7) 認知症総合支援事業

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に伴い、認知症になっても本人の意思が尊重され、希望をもって、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人や家族の意向を生かした支援への取組を強化します。

①認知症への正しい知識の普及

- ・幅広い年代を対象に認知症サポーター養成講座を開催するとともに、講座や講演会の中で認知症の人御本人の意見や意向の発信の機会、様々な媒体を通じた意見の発信等によ

り、認知症への正しい理解の普及啓発活動を強化します。

②認知症への早期対応・早期診断への支援

- ・様々な機会を活用し、認知症への理解促進を図ることで、早期対応・早期診断の必要性、相談窓口等の普及啓発を強化します。
- ・認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームと連携し、早期対応・早期診断に向けた支援を行います。
- ・介護保険サービス未利用者訪問を継続し、認知症高齢者の実態把握を行い、必要な支援に繋がります。

③認知症の人や認知症介護家族への支援

- ・認知症地域支援推進員と連携し、認知症の相談業務、認知症カフェの運営・活動支援、認知症家族会、若年性認知症家族会の運営や支援を行います。
- ・認知症の人の年齢や容態等に応じて、必要な制度やサービス等へ繋がります。
- ・認知症サポーターステップアップ講座を受講したオレンジサポーターと協力して、チームオレンジとして地域での活動の場を広げます。

(8) 地域ケア会議推進事業

支援が必要な高齢者等へ適切な支援を行うため、多様な関係者で検討を行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけます。

①個別地域ケア会議の開催

- ・個別事例に対する対応や支援方法、支援体制づくり、個別事例を通じた地域課題等の把握等について、地域の支援者を含めた多職種が多角的な視点から検討を行います。

②自立支援型地域ケア会議の開催・運営

- ・高齢者が自分らしい生活を送れるように、多職種が、目標達成のための意欲的な行動につながる具体的な日常生活への助言を行い、自立支援に資するケアマネジメントへの支援を行います。

③地域別地域ケア会議の開催

- ・地域課題の把握や解決に向けた検討及び支援体制の構築、ネットワークの構築を図ります。

④地域ケア推進会議

- ・市全体にかかわる課題解決に向けた関係組織の調整、ネットワーク化、新たな資源開発、更には政策化を図ります。

(9) 一般介護予防事業

後期高齢者人口の増加により、要支援・要介護認定の増加が見込まれることから、早期から高齢者自らが積極的に介護予防への取組ができるように働きかけます。

①介護予防の普及啓発

・早期からの介護予防の取組が必要な地域を選定して、介護予防につながる様々な手段を活用し、積極的に普及啓発を行います。

②介護予防の推進

- ・「いきいき百歳体操」を用いた住民主体の介護予防の通いの場の立ち上げや、継続実施のための地域への働きかけを行います。
- ・住民主体の通いの場を活用して、閉じこもり予防や栄養改善を含めたフレイル予防に取り組みます。

(10) 災害時に備えた対応

- ・地域包括支援センターが把握する要配慮者(高齢者)を対象に緊急時避難支援アセスメント票を作成・更新することにより、災害時における要配慮者(高齢者)の対応に関する情報を把握します。
- ・地域における防災に関する会議や訓練に参加して、災害時の対応等を把握します。
- ・災害時においても業務が継続できるように、策定した業務継続計画(BCP)に沿った運営ができるように、年に1度、内容の確認や見直しを行います。